

議案第104号

指定管理者の指定について（大阪城天守閣ほか4施設）

大阪城天守閣ほか4施設について、次のとおり指定管理者を指定する。

1 施設の名称

大阪城天守閣

大阪市立美術館

大阪市立東洋陶磁美術館

大阪歴史博物館

大阪市立自然史博物館

2 指定管理者

大阪府中央区大手前4丁目1番32号

公益財団法人 大阪市博物館協会

3 指定の期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

大阪城天守閣ほか4施設について指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方自治法（抄）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 - 11 省 略